建築物おける衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナン 業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取り ことによって、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むことと

2024年4月3日 更新

(8-6)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

広報委員会

(5-1~4)ビルメンテナンスに関する資料の収集、統計の作成及び刊行物の発行

天 (1-1)ビルメンテナンスに関する制度、知識、技術の調査、研究並びにこれらの普及啓発

委員長 田中 俊哉 広報委員会 年間事業フレーム 2025年 2024年 事業内容(令和6年度事業計画書に基づく 定款第5条) 8月 6月 7月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 年間を通じて実施 (8-⑥)協会の事業発信事業企画・運営 年間を通じて実施 (8-⑥)協会の事業発信事業・運営・実施 (5-1)会員企業への専門的な資料収集 年間を通じて実施 企画・検討 企画・検討 案内・準備 実施 確認 報告•検証 (5-2)広報誌 「秋号」 正会員(2社)・賛助会員(2社) 訪問・掲載 企画・検討 | 企画・検討 | 案内・準備 実施 確認 報告•検証 現在 (5-2)広報誌「新春号」 審議 **未発送** 正会員(2社)・賛助会員(2社) 訪問・掲載 年間を通じて実施 (1-(1))会員企業のために、「ビルメン文庫」を設置し。活用する (1-4)全国ビルメン協会主催「ビルメンこふども絵画コンクール」協賛 実施 年間を通じて実施 (5-3・4)会員企業のために、HPや広報誌のニュース記事・編集及び 年間を通じて実施 専門書・学会資料等を収集するための事業を実施する 新 (8-⑥)HPを活用し、魅力的な協会事業の企画・検討をする 年間を通じて実施 上記事業内容全てにHP、IOT化 促進をする

^{*}委員会は基本月1回実施